

## 学習者用コンピュータ等共同調達（iPadOS）仕様書

### 1 概要

この事業は、国策であるGIGAスクール構想第2期の実現のために公立の小学校、中学校に整備する学習者用コンピュータ、予備機、指導者用コンピュータ（以下「学習者用コンピュータ等」という。）について、文部科学省が示す共同調達会議体である「みやぎGIGAスクール推進協議会」において、共同調達を行うものである。

### 2 調達機器及び仕様

- (1) 別紙1「調達機器・仕様一覧」によるものとする。
- (2) 別紙1「調達機器・仕様一覧」の「1 全自治体共通」は、共同調達に参加する全自治体が調達する項目である。
- (3) 別紙1「調達機器・仕様一覧」の「2 オプション」は、共同調達に参加する各参加自治体が、項目ごとに採否を選択して調達する項目である。~~モバイルデバイス管理(MDM)は、指定品の中から各参加自治体が指定するものを調達する。[4月3日削除]~~

### 3 仕様要件

- (1) 別紙1「調達機器・仕様一覧」の条件を満たすこと。
- (2) 別紙1「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外で、「GIGAスクール構想の実現学習者用コンピュータ最低スペック基準」（令和6年4月17日文部科学省）を満たすための仕様があれば付加すること。
- (3) 別紙1「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外のもの（物品、ソフトウェア、サービス等）で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、契約の事務手続きを行う際に、各参加自治体に提示の上、各参加自治体の求めに応じて契約に付加すること。  
なお、無償で提供可能なものは、項目ごとに各参加自治体が採否を選択できるものとする。

### 4 納入条件

- (1) 納入する機器は、製造から1年以内の新品かつ市販されている物とし、改造カスタマイズは不可とする。
- (2) OS及びアプリケーションは、納入する時点で最新版のものとする。
- (3) 納入時に契約物品の後継モデル若しくは後継バージョンが発売された場合で、やむを得ない場合は、契約物品を後継モデル又は後継バージョンへ変更することを可能とする。ただし、契約金額に変更のないこと及び他の調達機器に対応していることを条件とし、各参加自治体との協議を経るものとする。
- (4) 全ての端末について、各参加自治体が指定する初期設定（キッティング）が完了し、通常使用できる状態をもって納入完了とする。機器が正常に稼働することを確認した

上で、納入先所属担当者に確認を求めること。

- (5) 納入完了後、各参加自治体担当者の検収を受けるものとする。
- (6) 納入完了後、必要に応じて操作説明を求めることがあるので、留意すること。
- (7) 受注者は検収後、1年以内において納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。機器修理対応に関する依頼がある場合は、平日（土、日、祝日及び年末年始を除く）午前9時から午後5時までに対応すること。

## 5 納入場所及び数量

別紙3「納入場所別数量一覧」によるものとする。

なお、納入場所別の数量は、各参加自治体が契約締結時等に変更する場合がある。（調達数量の変更はない。）

## 6 納入期限

令和9年2月26日までの間で、契約締結時に各参加自治体が指定する日とする。

なお、公告時点で各参加自治体が予定している納入期限は、別紙2「調達項目別数量一覧」のとおりである。

納入日は、契約締結後に各参加自治体と協議の上、決定すること。特に納入にあたって、設置については、各参加自治体にスケジュール表を事前に提出の上、日程を調整すること。

なお、教室での設置を伴う物については授業に支障のない日程で行うなど、各参加自治体と協議の上実施すること。

## 7 契約

- (1) 契約は落札者と各参加自治体が締結するものとする。
- (2) 物品調達の議決を得られなかった自治体においては、契約を締結しないことがある。

## 8 その他

本仕様書に疑義が生じた場合には、各参加自治体と受注者で協議の上決定するものとする。